

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月20日
【会社名】	ケンコーコム株式会社
【英訳名】	Kenko.com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 玄利
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目11番3号
【電話番号】	03 - 3584 - 4156 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 樋口 宣人
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神一丁目15番6号
【電話番号】	092 - 737 - 0824 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 樋口 宣人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年11月26日に、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、平成26年1月1日を効力発生日（予定）として、当社の親会社である楽天株式会社を分割会社、当社を承継会社とする会社分割（吸収分割）を行うことを決議しましたので、臨時報告書を提出しました。

本日付で未定となっていた分割対価（分割する資産、負債の項目及び見込評価額）及び割当ての内容が決定しましたので、上記臨時報告書の記載事項の一部を変更するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

- 3．当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容
(2) 吸収分割に係る割当の内容
- 4．吸収分割にかかる割当の内容の算定根拠

3【訂正内容】

訂正箇所は、_____（下線）を付して表示しております。

(訂正前)

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(2) 吸収分割に係る割当の内容

当社は、本件会社分割に際して、本件会社分割により承継する権利義務の対価として、効力発生日の前日(平成25年12月31日)における本件会社分割により承継する対象資産(以下、「対象資産」)の見込評価額から同日に本件会社分割により承継する対象負債(以下、「対象負債」)の見込評価額を控除した額(以下、「分割対価」)を、当社の普通株式の株価(本件会社分割に関する当社の取締役会決議の直前営業日(平成25年11月25日)から過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値の出来高加重平均値とする。)で除して得られた数(以下、「本件交付予定株式数」)の当社普通株式を効力発生日に割当てる予定です。楽天株式会社に割り当てる当社普通株式については、当社が保有する自己株式4万5,900株の全部又は一部をもって充てるものとし、本件交付株式数が4万5,900株を超えた場合には、当社は本件交付株式数から4万5,900を減じた数の株式を発行し、楽天株式会社に割当てることを予定しています。なお、一株に満たない端数がある場合には、これに相当する額を現金で交付する予定です。

当社及び楽天株式会社は、分割対価を、双方協議の上、平成25年12月20日までに算定する予定です。

効力発生日の前日における対象資産の確定評価額から同日における対象負債の確定評価額を控除した額と分割対価との間に差額が発生する場合、当該差額について、本件会社分割の効力発生日以降、評価額の確定後速やかに、別途両者合意のうえ現金で精算する予定です。

4. 吸収分割にかかる割当の内容の算定根拠

当社は本件会社分割の分割対価の公正性を担保し、妥当性を期すための手続きの一環として、当社及び楽天株式会社と利害関係のない第三者算定機関として清和監査法人を選定し、本件吸収分割契約締結後に、承継する事業部門の資産、負債及びこれらに付随する権利義務についてのデューディリジェンス及び分割対価の算定の実施を予定しており、平成25年12月20日までに予定している分割対価の算定に際しては、分割対価算定書を清和監査法人より受領する予定であります。算定書の内容につきましては、分割対価及び割当ての内容のお知らせとともに、内容をお知らせする予定です。

分割対価の価値算定にあたっては、分割対価を対象資産の見込評価額から対象負債の見込評価額を控除した額としておりますが、この理由は、分割対象事業の過年度の業績等に鑑みると現時点では超過収益が安定的に見込まれる段階に至っていないため、分割対象事業において潜在的なれんは発生していないものと考えられること、また分割対象事業の資産には、有価証券、不動産及び商標その他の知的財産権は含まれておらず、帳簿価額と時価との間に重要な差異は存在しないと考えられることなどから、対象資産の見込評価額から対象負債の見込評価額を控除した額と、分割対象事業の事業価値との間に重要な乖離が存在しないと判断したためです。

本件交付予定株式数の算定に使用する当社の普通株式の株価につきましては、最近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値の各単純平均値を比較することも検討いたしました。最近の当社株式の株価及び出来高の急激な変動状況を鑑みて、最近1ヶ月の出来高加重平均値を採用することが合理性があると判断して、算定根拠として選択いたしました。また、当該株価1,836円につきましては、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,765円からのプレミアム率が4.02%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,774円からのプレミアム率が3.49%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,049円からのディスカウント率が10.40%、直前営業日の終値1,770円からのプレミアム率が3.73%であります。

(訂正後)

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(2) 吸収分割に係る割当の内容

当社は、本件会社分割に際して、本件会社分割により承継する権利義務の対価として、効力発生日の前日（平成25年12月31日）における本件会社分割により承継する対象資産（以下、「対象資産」）の見込評価額から同日に本件会社分割により承継する対象負債（以下、「対象負債」）の見込評価額を控除した額（以下、「分割対価」）を、当社の普通株式の株価（本件会社分割に関する当社の取締役会決議の直前営業日（平成25年11月25日）から過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値の出来高加重平均値とする。）で除して得られた数（以下、「本件交付予定株式数」）の当社普通株式を効力発生日に割当てる予定としておりました。楽天株式会社

に割り当てる当社普通株式については、当社が保有する自己株式4万5,900株の全部又は一部をもって充てるものとし、本件交付株式数が4万5,900株を超えた場合には、当社は本件交付株式数から4万5,900を減じた数の株式を発行し、楽天株式会社に割当てることを予定しています。なお、一株に満たない端数がある場合には、これに相当する額を現金で交付する予定です。

当社及び楽天株式会社は、分割対価を、双方協議の上、平成25年12月20日に算定いたしました。

この結果、当社が楽天株式会社に割当てる当社普通株式については、当社が保有する自己株式4万5,900株の交付及び当社が新規発行する株式16万2,266株の割当をいたします。また、一株に満たない端数については、これに相当する額の現金1,392円を交付いたします。

効力発生日の前日における対象資産の確定評価額から同日における対象負債の確定評価額を控除した額と分割対価との間に差額が発生する場合、当該差額について、本件会社分割の効力発生日以降、評価額の確定後速やかに、別途両者合意のうえ現金で精算する予定です。

4. 吸収分割にかかる割当の内容の算定根拠

当社は本件会社分割の分割対価の公正性を担保し、妥当性を期すための手続きの一環として、当社及び楽天株式会社と利害関係のない第三者算定機関として清和監査法人を選定し、本件吸収分割契約締結後に、承継する事業部門の資産、負債及びこれらに付随する権利義務についてのデューディリジェンス及び分割対価の算定を実施し、平成25年11月30日を算定基準日とし、修正簿価純資産法を用いて、分割対価総額を410百万円とする分割対価算定書を、平成25年12月20日に清和監査法人より受領しております。

この分割対価算定書を基に、当社及び楽天株式会社に、効力発生日の前日（平成25年12月31日）の承継する対象資産及び対象負債の見込評価額を、直近までの業績の動向を考慮の上、算出いたしました。具体的には、債権債務勘定科目につきまして、その精算が確実と見込まれる金額を算定基準日の残高から控除しているほか、棚卸資産の在庫評価につきまして、当社がもつ在庫評価基準よりも更に保守的な評価をおこないました。また、ソフトウェアについては12月分の減価償却費の計上による簿価の減少を修正するとともに、ソフトウェア仮勘定については開発進行中のプロジェクトにおける追加発生予定額を見込んで評価いたしました。

結果として、双方協議の上、分割対価を382百万円と算定いたしました。

分割対価の価値算定にあたっては、分割対価を対象資産の見込評価額から対象負債の見込評価額を控除した額としておりますが、この理由は、分割対象事業の過年度の業績等に鑑みると現時点では超過収益が安定的に見込まれる段階に至っていないため、分割対象事業において潜在的なれんは発生していないものと考えられること、また分割対象事業の資産には、有価証券、不動産及び商標その他の知的財産権は含まれておらず、帳簿価額と時価との間に重要な差異は存在しないと考えられることなどから、対象資産の見込評価額から対象負債の見込評価額を控除した額と、分割対象事業の事業価値との間に重要な乖離が存在しないと判断したためです。

本件交付予定株式数の算定に使用する当社の普通株式の株価につきましては、最近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値の各単純平均値を比較することも検討いたしました。最近の当社株式の株価及び出来高の急激な変動状況を鑑みて、最近1ヶ月の出来高加重平均値を採用することが合理性があると判断して、算定根拠として選択いたしました。また、当該株価1,836円につきましては、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,765円からのプレミアム率が4.02%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,774円からのプレミアム率が3.49%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,049円からのディスカウント率が10.40%、直前営業日の終値1,770円からのプレミアム率が3.73%であります。